

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和5年6月8日(木) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町4番18号 熊本市国際交流会館 4階第3会議室

### 農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開催いたします。

本日、農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員が出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 本日は、皆様ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき誠にありがとうございます。

皆様におかれましては田植の時期でもあり、大変お忙しいことと思います。さて、これから大雨と台風のシーズンになってまいります。先日は台風の影響があつて、各地で記録的な大雨となりました。皆様、日頃から大雨の備えは十分に行っていただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業委員会の令和4年度の事業報告と令和5年度の事業計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

事務局                    ありがとうございました。  
総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。  
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議 長                    それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、5番の木村憲正委員と6番の田中敏郎委員を、書記に事務局の横川智主査を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第9号議案、令和5年度事業計画(案)についてまでの9件です。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請18件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番から2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番と2番は関連で、自家消費目的の所有権移転に伴う申請です。譲受人は農家を廃業されていますが、現在でも自家消費目的でジャガイモ、大根、タマネギ等の露地野菜を作付されています。申請地には、ジャガイモ、大根、タマネギ等の露地野菜を作付される計画です。

以上、2件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長                    ただいま1番、2番についてご報告がございましたけれども、この件について何かご意見ございませんか。

一 同                    異議なし。

議 長                    異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、経営拡張のため所有権移転に伴う申請です。申請地には、イタリアンライグラスやトウモロコシを作付される予定とのことでした。

以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張による賃借権設定の申請です。申請人は、ニガウリ、ジャガイモを作付されている農家で、申請地にはニガウリを作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を作付されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

次は、6番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている兼業農家で、申請地にはミカンを栽培される予定です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

7 番 林田智博委員

7 番委員、林田です。

8 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8 番は、兄への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上 1 件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま 8 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9 番。

21 番 堀恭子委員

21 番委員、堀でございます。

9 番から 12 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9 番は、耕作の便宜上の取得で、所有権移転を移転される申請です。譲受人は、水稻、露地野菜などを栽培される専業農家で、許可後、申請地には露地野菜を作付される予定です。

10 番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、花卉、露地野菜などを栽培されている専業農家で、許可後、申請地には露地野菜を作付される予定です。

11 番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、水稻、スイカを栽培される専業農家で、許可後、申請地には水稻を作付される予定です。

12 番は、子へ贈与のため所有権を移転される申請です。譲受人は、水稻、スイカを栽培される専業農家で、許可後、申請地にはスイカを作付される予定です。

以上 4 件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま9番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
次は、13番。

#### 11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

13番から18番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番と14番は関連で、母から娘へと兄から妹へそれぞれ贈与のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、カボチャなどを栽培される専業農家で、許可後は13番にはカボチャ、14番には水稻を作付される予定であります。

15番は、従妹へ贈与のための、所有権移転の申請であります。譲受人は、山鹿市において露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後はパート勤務地である植木町において自家消費野菜を作付される予定であります。

16番は、自家消費のため、所有権移転をする申請であります。譲受人は法人の役員で、申請地には許可後、水稻を作付される予定であります。なお、従業員に米作り体験をしてもらうとともに、収穫した米は申請人及び従業員に分配される計画であります。

17番は、子へ贈与のための、所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻などを栽培される兼業農家で、許可後は、水稻を作付される予定であります。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、栗を栽培される兼業農家で、許可後は、栗を作付される予定であります。

以上6件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま13番から18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請2  
件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準  
に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の  
の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。  
第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の  
「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断しました。申請人  
も同地区内に居住されております。土地選定にあたっては、周辺で代  
替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請  
地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積2,250㎡に普通自動車27台分の  
駐車場と通路を整備される計画で、土地の形状上、転用面積としては  
適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除につい  
ては問題ありません。

なお、本申請地は申請人の兄が、平成7年以降に資材置場及び駐車  
場として利用する目的で無断転用を行っており、農地法に違反したこ  
とについて深く反省している旨の始末書が添付されております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般  
基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、  
今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお  
願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この  
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、2番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積1215.8㎡に、碎石、山砂、建設資材、重機置場等の資材置場として整備し、貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和5年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
　　続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請24件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。  
　　それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産業と農業を営む法人が個人住宅へ所有権移転する転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療機関がある第3種農地と判断されます。



土地利用計画は、他地目を含む総事業面積218.93㎡、総転用面積138㎡に個人住宅1棟を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年3月29日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査申出中とのこと。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、通路含む総事業面積364.12㎡に転用面積323㎡に建売住宅、木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和6年12月28日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認

いたしております。

3番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の区域内であって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積267㎡に個人住宅木造2階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和5年12月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

4番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の区域内であって、申請地からおおむね500m以内に小学校、医療施設があることから第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、他地目を合わせた総事業面積271.24㎡に転用面積26㎡に個人住宅木造2階建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への開発行為事前審査中とのこと。工事期間は、令和5年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査確認を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

5番から15番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、賃借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,529.84㎡に、普通車両15台分の従業員用駐車場及び39台分の車両置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

6番から9番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,730.79㎡、転用面積2,563㎡に建築条件付売買予定地9区画及び道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

10番から12番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,879.40㎡、転用面積1,758㎡に建築条件付売買予定地8区画及び道路の計画で、

転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

13番から15番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積6,892.09㎡、転用面積5,751㎡に建築条件付売買予定地21区画及び道路、調整池、公園、防火水槽等の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。ただ、申請地の内1筆に届出なく農業用倉庫が設置されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和7年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上11件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま5番から15番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
                  なお、13番から15番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、16番。

### 3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

16番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、不動産売買業を行う法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地へ転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,345.88㎡に建築条件付売買予定地5区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和7年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

17番は、土木建設業を営む個人が所有権移転し、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されておりましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地にコンクリート二次製品、山砂置場等を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

18番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地建に築条件付売買予定地13区画を整備さ

れる計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和6年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

19番は、所有権移転によるドッグランへの転用許可申請です。先月の総会において境界などが不明確であったため、継続審議とした案件です。今回、許可基準を満たしていることを確認しました。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に大型犬、小型犬用ドッグランスペース、駐車場2台分を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和5年11月15日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

20番、21番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建売住宅1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の協議中とのことです。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま16番から21番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
なお、18番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。  
次は、22番。

#### 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

22番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番は、使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また、申請地は父親名義の農地で転用可能なことから選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆426㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から農地への影響もないものと思われます。工事は令和6年5月30日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査行い検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま22番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、23番。

23番 福嶋德行委員

23番委員、福嶋です。

23番から24番までについて、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

23番は、所有権を移転し個人住宅に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地として近隣で農地以外の土地を検討されましたが、条件に合わず、申請地に選定されたものです。

土地利用計画は、申請地485㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地の影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで許可の見込みがあるものと判断します。工事は令和5年12月20日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

24番は、建築業を営む法人が、所有権を移転し、建設条件付売買予定地に、転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性が低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1,296㎡を、建築条件付売買予定地5区画及び新設道路を整備する計画で、転用面積は適正なものと判断します。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。なお、開発許可が必要となっておりますが、事前審査回答済みで許可の見込みはあるものと判断します。工事は令和6年12月20日完了予定で、許可後すみやかに着工されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま23番、24番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。



議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。  
この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第4号及び第5号議案は関連ですので、併せて説明します。  
まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）について説明します。

初めに、所有権移転です。明細については16ページの1番から20ページ14番まで合計14件です。これは公社からの売渡しと買入れ及び相対となっています。面積については、14件合わせまして、田2万3,864㎡、畑7,489㎡の合計3万1,353㎡で、なお、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は20ページの15番から24ページの26番まで合計12件です。契約期間別では、6年未満が7件、6年以上10年未満が1件、10年以上が4件で、面積は12件合わせて、田3万1,775㎡、畑388㎡の合計3万2,163㎡です。なお、権利の種類は、賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、大豆、露地野菜、施設野菜です。

次に、再設定分です。明細24ページの27番から31ページの46番まで合計20件です。契約期間別では、6年未満が16件、10年以上が4件で、面積は20件合わせて、田7万4,896㎡、畑1万9,996㎡の合計9万4,892㎡となっています。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、果樹、飼料作物、小麦、施設野菜となっております。

最後に、第5号議案です。32ページの表をご確認ください。こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定分になります。明細については33ページの1番から39ページの16番まで、契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が6件、面積は16件合わせて、田5万878㎡、畑1万3,175㎡の合計6万4,053㎡となっております。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しています。このうち全てが、備考欄に記載のとおり一括方式となっております。なお、譲受人、譲渡人と同じという案件は今回ございません。

以上の案件については、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

第4号及び第5号議案の説明については以上です。

議長 　　ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項各要件を満たしているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

## 22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地3筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、買入協議を行う旨の通知の要請についてでございます。

　　この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第7号議案は、議案書41ページになります。読み上げて説明します。

買入れ協議を行う旨の通知の要請について。

下記の者から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく利用権の設定等（所有権の移転）についてあっせんを受けたい旨の申出があったので、農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行ったが不調に終わったため同法第2項の規定により熊本市長に対し申出者への通知をするよう要請するものとする。

なお、農地の所有、所在地等は以下のとおりとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、申出者に対し買入れ協議の通知を行うよう熊本市長へ依頼するものです。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第8号議案、令和4年度事業報告についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 すみません、第8号議案、令和4年度事業報告についてというのが別冊であるかと思しますので、お願いいたします。

それでは、まず、1ページをお願いいたします。第1の事業総括になります。1の農地等の利用の最適化の推進活動では、(1)担い手への農地利用の集積・集約化、(2)遊休農地の発生防止・解消、(3)新規参入の促進、(4)非農地化判断の適正な実施を行ってきたところでございます。続いて、2の農地法及び農業経営基盤強化促進法関係業務では、法に基づきまして許認可等の業務を適正に行ったところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。第2の事業概要を記載しております。

2ページから4ページは、総会の開催状況を記載しているところでございますのでご確認ください。

それから、次、5ページをお願いいたします。5ページにつきまし

ては、地区委員会及び役員会、各専門委員会の開催状況を記載しているところがございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。6ページは、農地法第3条、4条、5条、許可不要転用及び18条の許可申請や届出について実績を記載しております。

次に、7ページお願いします。7ページから8ページの上段まで、農業経営基盤強化促進事業となっております。農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積について、権利等の種別ごとに実績を記載しております。

また、8ページの(イ)につきましては、農地移動適正化あっせん・譲受け等の公社数を、(ウ)は、各区の認定農業者数を記載しております。次に、(4)でございます。(4)につきましては農地中間管理事業、担い手の集積を図った実績を記載しております。(5)は、農業者年金の業務状況を記載しております。

続きまして、飛びまして、11ページをお願いいたします。11ページは、農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化推進事業でございます。(1)担い手への農地集積・集約化、(2)遊休農地の発生防止・解消、(3)新規参入の促進、(4)非農地化判断の適正な実施、(5)違反転用への適正な対応につきましては、記載のとおり実施したところがございます。

次に、12ページをお願いいたします。(6)研修会への参加につきましては、昨年度農業委員会が実施しました研修会や、農業会議が主催の研修会への参加を記載しているところがございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。13ページにつきましては、(1)調査業務では、田畑の売買価格等に関する調査をはじめとしまして各種調査事業を実施しております。(2)情報宣伝活動では、ホームページを活用しまして農地の売買、貸し借り等の手続や総会の議事録等を掲載しまして、効果的な宣伝活用に取り組んだところがございます。また、全国農業新聞の普及啓発も行ったところがございます。

続きまして、次に14ページをお願いいたします。14ページの左上の1、農業委員会の現在の体制というので一部誤植がございますので訂正をお願いします。左側の枠の中に女性の人数が4と記載してありますが、すみません、こちら1ということで記載の修正をお願いいたします。これにつきましては令和4年度の事業の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価になります。これは、これまで説明いたしました令和4年度の業務内容を熊本県に報告するための様式でござい

まして、実績数値等を記載しているものでございます。

14ページの1の農業委員会の状況としましては、本市農業の概要と農業委員会の体制を令和4年4月1日現在で記載しております。

続きまして15ページをお願いいたします。最適化の活動実施状況としまして、農地の利用集積といたしまして令和4年度の目標、実績を記載しております。令和4年度末の集積面積は累計で6,227.2ha、集積率55.1%に対しまして56.6%と目標を達成しております。

次に、15ページ下段から16ページ中段までをお願いいたします。遊休農地発生防止・解消としまして緑区分、黄色区分、新規発生について令和4年度の目標及び実績を記載しております。令和4年度末の実績は、16ページ上段の記載のとおりでございます。

次に、16ページ下段から17ページ上段まで、新規参入の促進としまして令和4年度の目標及び実績を記載しております。令和4年度末の実績は17ページ上段記載の、新規参入者への貸付け等で公表しました農地の面積が33.3haに対しまして、13.0haと達成状況は39.0%という成果となっております。こちら農政部局と連携しながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、17ページ中段からでございますが、最適化活動の活動目標としまして、活動強化月間の設定における令和4年度の目標及び実績を記載しております。

最後に、最終のページ18ページでございます。新規参入相談会への参加としまして令和4年度の目標、実績を記載しているところでございます。

以上、第8号議案、令和4年度事業報告説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から令和4年度事業報告について説明がありました。これについてご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第8号議案、令和4年度事業報告については、事務局の報告どおり承認することに決定いたします。

次に、第9号議案、令和5年度事業計画（案）についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして、第9号議案、令和5年度事業計画（案）について、別冊でお手元に配付してあると思います。よろしくお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。第1の事業方針でございますが、1、農地等の利用の最適化の推進、2、地域計画、3、非農地化判断適正な実施、4、農地法等に基づいた法令業務について適正な処理の4つを基本的な方針を行いたいと考えております。特に2番の地域計画につきましては、先日の地区委員会でもご説明しましたとおり、市内54地区を令和6年度末までに策定することとなっております。県、市、JAなどの関係機関で組織します熊本市農地利用最適化推進チームで情報共有を図りながら、連携協力して取り組んでまいりたいと思います。なお、農業委員会におきましては、目標地図の素案の作成と出し手、受け手の意向調査等を行っていただくこととなります。

次に、2ページをお願いいたします。第2の事業概要についてです。1の農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく法令業務でございますが、(1)の会議の開催から、3ページの(9)の証明発行業務まで、昨年度と同様、適正な業務の執行を執り行ってまいります。それから委員の皆様方におかれましては、現地調査及び確認、案件の審議や地元での相談業務など、多種多様な業務をお願いすることとなりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。2の農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございます。(1)の担い手の農地利用の集積、集約化を図りますとともに、(2)遊休農地の発生防止・解消、それから(3)新規参入の促進及び(4)非農地化判断の適正な実施、(5)違反転用への適切な対応、(6)研修会の参加につきましては、今年度も積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、5ページをお願いいたします。3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務につきましては、令和5年度も調査事業及び情報宣伝活動を積極的に執り行ってまいりたいと考えております。

続きまして、6ページから最後の8ページまででございます。令和5年度の最適化活動の目標の設定等でございますが、こちらは本年4月の総会においてお諮りした内容と同じものでございますので、説明は省略させていただきます。

第9号、令和5年度事業計画（案）につきましては説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から令和5年度事業計画（案）について説明があ

りました。これについてご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということでございますので、第9号議案、令和5年度事業計画(案)については原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から9番までの合計88件となっております。件数のみ報告いたします。  
以上です。

議 長 次に、次第6のその他です。まず、地域計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 地域計画の策定についてということで、資料、カラー2枚つづりのカラーの資料になりますが、着座で説明させていただきます。地区委員会も含めまして、事務局のほうで分担して説明をしていったところなのですが、内容について事務局より説明をいたします。

地域計画については、令和6年度末までに熊本市内54地区、詳細については2枚目の地域、人・農地プランと同じ地区になりますが、そちらの地区で策定をいたします。今年度、令和5年度についてはモデル地区5か所を選定させていただいております。5地区については資料右下のほうの5地区、秋津、白浜新地、宇土開、豊田、大井ということで選定して地域計画を策定いたします。先ほど事務局長からもありましたとおり農地利用最適化推進チーム、農政部局と委員会のそちらで9チームをつくっておりますので、そのチームで地域計画の策定を行います。

農業委員会の役割としましては、現況地図作成、受け手、出し手の意向調査、地元住民への参画を目標地図素案作成ということが農業委員会の役割となっております。目標地図のイメージについてはこのカラーの資料の左側、現況地図、ばらばらになっている部分を目標地図、受け手さんで集約をして今後こうしていこうという、10年後の目標地図を作るということになっております。

スケジュールにつきましては、今年度はモデル地区選定を今回5地区ということで選定をお願いしておりますため、それを確認していただき、現況地図についてこの5地区については今、事務局のほうで作

成をしております。それから、地区ごとの意向調査、そちらのほう、意向調査の調査表も現在作成しておりますので、次回の総会までに地区委員会を含めまして皆さんにご提示できるように作成しております。

それから意向調査の集計、入力、そして目標地図素案、地元との協議ということで目標地図の完成は年内、12月までにということになっておまして、1月以降は農政部局のほうで意見聴取、報告、公表ということで3月末までに5地区の地域計画を完成させる。来年度につきましては残りの49地区を、少し前倒しする形になりますが、同じような流れでして、全地区地域計画の策定をしますということになっております。

最後に、農業委員さん、最適化推進委員さんへのお願いということでご協力のお願いです。意向調査、ををするのですが、追加の調査、その他にそういう調査等がありましたら、地元の委員さんにご協力をいただきたい。それから地元との協議、こちらへもご参加していただいて、日程の調整等を進めていただきたいと思います。回数については二、三回程度ということになっておりますが、回数についてはそれぞれの地区の状況に応じて変わってまいりますということです。

あと、今回の5地区については、ある程度地区で集約ができているところもあるというふうに聞いておりますので、そちらのほうの進め方については調査をした上で、慎重に進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長 　　ただいま地域計画のことについて説明がありましたけれども、令和2年度に人・農地プランというのが策定されまして、その終わるや否や今度は地域計画ということで、人・農地プランの完成版みたいなものじゃないかなというふうに思いますので、ぜひご協力よろしく願いいたします。

　　ただいまのことについて、何か質問ございませんでしょうか。

一　同　　(発言する者なし)

議長 　　ないようですから、次に進みたいと思います。  
次に、耕作放棄地解消事業について事務局より説明をお願いします。

事務局 　　耕作放棄地解消事業について説明します。令和5年度の第1回要望調査というのをやっております。こちらに依頼文がついておまして、そちらを見ていただくと分かるのですが、6月5日に依頼が来ており



まして、本来ならば地区委員会からの説明で皆さんに周知を図るのが本来なのですが、ぎりぎりになりましたものですから今回の総会に、説明させていただいております。

内容については今までと変わりませんが、1点、変わったところがございます。カラーのチラシがございます。耕作放棄地解消事業、耕作放棄地有効利用促進事業ということで、県の補助金でやっている事業なのですが、この事業の対象農地は、今までは遊休農地、耕作放棄地といった農地だけだったのですが、今回から農地中間管理機構を介しての権利設定を行った農地のみということで、公社を介して利用権設定等をされた農地が対象になりますので、これまでよりもちょっと要件が狭まりますという形になります。

あと、金額等については今までどおりで、再生が反当たり3万、営農定着が反当たり1万、合計4万という形になって5年間やっていただく。営農定着ということであれば、1年目に作付をしていただくという形になります。もし申請者がいらっしゃるということであれば、詳細についてはこちらの事務局等のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、ありましたらこちらのほうまでお願いいたします。説明は以上でございます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様方からのご質問などありませんでしょうか。

一　同　　（発言する者なし）

議長 　　何もありませんでしょうか。ないようでございますので、次に職員の任免について事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、農業委員会で5月に一部人事異動がっておりますので、職員の任免についてご報告をいたします。

資料は左上に職員の任免についてと書いてある1枚書きの資料をご覧ください。

まず、退職でございますが、西南分室の福嶋主査と事務局の阿部主任主事の2名が、5月7日と31日付でそれぞれ退職をされました。

次に転入でございますが、新型コロナウイルス感染症対策課から有田主任主事が、新たに農業委員会の事務局職員として5月15日付で配属されております。

最後に、配置換えでございますが、事務局の平井参事が5月15日

付で西南分室主査として配置換えをされております。

最後に、参考資料を少しご説明させていただきます。

こちらは、今年度の農業委員会の業務を行う上での参考資料として作成させていただきました。まず、開いていただいて資料の1ページをご覧くださいと思います。こちらは令和5年度の農業委員会事務局の予算でございます。令和5年度の年間予算、歳入歳出とも3億1,534万7,000円となっております。

主なもののみ説明させていただきます。まず歳入予算です。1番上の県補助金とあります。こちらは機構集積支援事業など、熊本市の農業委員会が行っている事業に対する熊本県からの補助金でございます。補助金として2,000万2,000円を計上しております。次に、下のほう歳出予算ですが、一番上の人件費、こちらは職員の人件費になりますけれども、2億6,377万5,000円、その下が管理運営費、これは主に委員さん方の報酬になりますが、4,854万7,000円を計上しております。

予算についての説明は以上にさせていただきます。

次に、右側の2ページ、こちらは熊本市の賃借料情報ということで作成をさせていただいております。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの基盤法による農用地利用集積計画により公告されました10a当たりの年額での賃借料を載せております。こちらは後日、熊本市のホームページの農業委員会のページに掲載させていただきます。

次に、3ページ、こちらは令和5年6月1日現在の農業委員会の組織図を掲載しております。4ページ、こちらには農業委員さんの名簿等を、次の5ページと6ページには最適化推進委員さんの名簿を記載しております。

7ページには事務局と分室の担当業務の事務分掌を記載しております。

最後に、8ページには事務局と分室の現時点での職員名簿を記載しております。

以上で参考資料の説明を終わらせていただきます。

議長            それでは、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

                  なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 15 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

議 長 福原 幸一

署名委員 木村 憲正

署名委員 田中 敏郎

書 記 横川 智